

指定納付受託者についての告示

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき「キャッシュレス決済に伴う手数料
収納業務」の指定納付受託者を指定したので、札幌市会計規則第 39 条の 2 第 2 項の規定
により次のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）4 月 1 0 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定納付受託者の指定を受けた者の名称、住所又は所在地

- (1) 名称：株式会社ニッセンレンエスコート
- (2) 所在地：札幌市中央区南 2 条西 2 丁目 1 3 番地

2 指定納付受託者の指定年月日

令和 7 年 4 月 1 0 日

3 指定納付受託者に納付させる収納金の種類

- (1) 札幌市消防局査察規制課においてキャッシュレス決済端末を利用して納付する札幌
市証明等手数料条例（昭和 21 年 8 月 8 日条例第 15 号）別表 34 の 2、35、36 に規定
する証明手数料
- (2) 札幌市消防局査察規制課においてキャッシュレス決済端末を利用して納付する札幌
市消防手数料条例（昭和 26 年 9 月 15 日条例第 50 号）別表番号 1～17、20

4 指定納付受託者に収納金を納付させる期間

令和 7 年 4 月 1 0 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日